

集落
営農補助・
交付金

低コスト・高収益な産地体制への転換を図るため、生産体制、流通加工体制の効率化等に計画的に取り組む産地を総合的に支援します。

＜事業名：攻めの農業実践緊急対策事業＞

申請期間：平成26年4月頃から

（申請時期については、最寄りの地域農業再生協議会にご相談ください。）

事業内容

低コスト・高収益な生産体制への転換を加速化するため、機械利用体系の効率化や高収益作物への作付転換を支援します。

また、集出荷施設や加工処理施設の再編合理化を推進するため、機能向上等に必要な設備の導入等を支援します。

支援内容

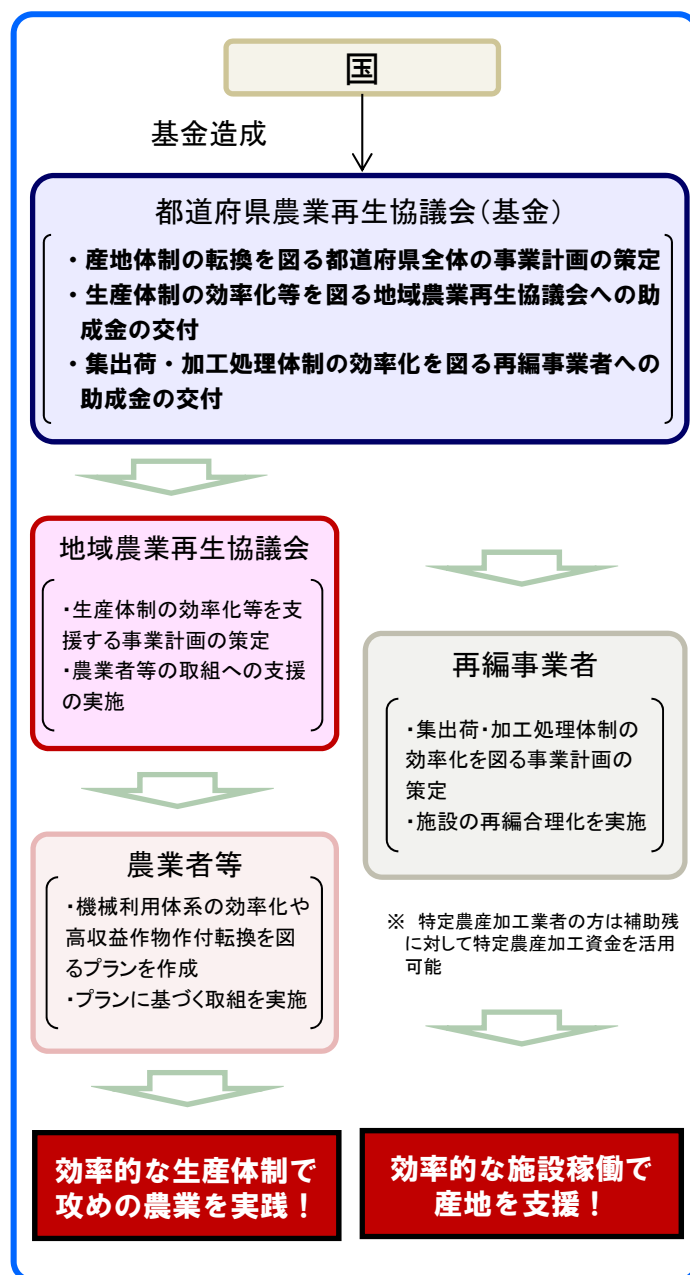
- ① 効率的機械利用体系を構築する取組
（機械のリース導入や既存機械の再利用等に要する経費）
- ② 高収益品目に作付転換する取組
（機械のリース導入や簡易な農地整備等に要する経費）
- ③ 集出荷施設等の再編合理化を行う取組
（施設の機能向上や有効活用のための設備のリース導入等に要する経費）

交付先

都道府県農業再生協議会に一括で基金を造成します。

※ 県協議会への造成額は、当該県の農地面積、地域農業再生協議会の数等に応じて算定される金額の範囲内とします。

事業の流れ



お問い合わせ先

最寄りの都道府県農業再生協議会、地域農業再生協議会
農林水産省担当課：生産局総務課生産推進室（TEL：03-3502-5945）